

西海市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（後期計画）

令和3年4月1日
西海市長
西海市議会議長
西海市選挙管理委員会
西海市代表監査委員
西海市教育委員会
西海市農業委員会

西海市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、西海市長、西海市議会議長、西海市選挙管理委員会、西海市代表監査委員、西海市教育委員会、西海市農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

法は、平成28年度から令和7年度までの10年間の時限立法となっており、本行動計画期間は、前期計画に引き続き、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課人事班を担当部署として推進を図り、必要に応じて庁内検討会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

《女性職員の職業生活における活躍に関する状況、分析》

【1】 採用した職員に占める女性職員の割合（全部局） （単位：人、％）

各年度採用者	元年度	30年度	29年度	28年度
男性	10	10	13	9
女性	6	5	7	6
女性の割合	37.5	33.3	35.0	40.0

※医師及び県職員、他団体の職員、割愛職員を除く。

【2】 平均した継続勤務年数の男女の差異（全部局） （平均勤続年数：年）

各年度在職者	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
男性	18.2	18.5	18.5	19.3	19.8
女性	15.0	15.9	15.6	16.3	16.4
差（男-女）	3.2	2.7	2.9	3.0	3.4

※医師及び再任用職員、割愛職員、特別職を除く。

【3-1】 職員一人当たりの各月ごとの時間外勤務時間（全部局） （単位：時間）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
元年度	14.0	11.7	9.1	20.8	11.8	12.8	11.4	13.1	10.5	8.4	8.8	13.9
30年度	14.1	11.1	10.6	16.0	10.3	10.6	11.8	13.5	10.3	9.5	11.0	13.9
29年度	22.5	12.7	10.2	9.9	8.3	13.2	24.6	12.0	9.2	12.2	17.5	15.5
28年度	14.3	12.8	13.1	21.5	7.9	12.0	12.3	11.9	8.8	9.2	11.7	14.5
27年度	14.5	11.7	11.2	9.9	12.1	10.7	9.6	12.9	8.1	14.5	11.4	14.4

※災害警戒、選挙事務を含む。

【3-2】 各月における時間外勤務時間が一月において45時間を超えた人数 （単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
元年度	3	1	1	14	0	5	2	5	3	0	0	9
30年度	13	7	3	6	0	3	3	6	0	0	6	8
29年度	29	6	2	3	0	5	28	9	3	3	5	7
28年度	6	4	4	16	0	2	3	4	2	1	5	8
27年度	9	5	1	3	4	4	1	3	0	7	4	5

※災害警戒、選挙事務を含む。

【3-3】一年について時間外勤務時間が360時間を超えた人数 (単位：人)

年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
人数	3	2	7	2	4

※災害警戒、選挙事務を含む。

【4】 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 (全部局) (単位：人、%)

	元年度	30年度	29年度	28年度
女性管理職数	7	7	5	4
全管理職数	46	46	46	42
女性の割合	15.2	15.2	10.9	9.5

※医師及び割愛職員を含む。

【5】 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合 (全部局) (単位：人、%)

	元年度	30年度	29年度
係長級以上の女性職員数	46	42	43
係長級以上の職員数	139	135	143
女性の割合	33.1	31.1	30.1
対前年度伸び率	2.0	1.0	

※対象役職は係長級、課長補佐級。

※医師及び割愛職員を含む。

【6-1】 男女別の育児休業取得率 (全部局) (単位：%)

	元年度	30年度	29年度	28年度
取得率 (女性)	100.0	100.0	100.0	100.0
取得率 (男性)	0.0	0.0	0.0	0.0

※県職員、他団体の職員、割愛職員を除く。

【6-2】 男女別の育児休業取得期間の分布状況 (全部局) (単位：%)

	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
6月以下 (女性)	0.0	50.0	0.0	0.0	75.0
6月以下 (男性)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6月超え1年以下 (女性)	100.0	50.0	100.0	100.0	25.0
6月超え1年以下 (男性)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※県職員、他団体の職員、割愛職員を除く。

【7-1】 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率（全部局）

（単位：％）

取得率	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
配偶者出産休暇	61.5	57.1	33.3	66.7	41.7
育児参加休暇	23.1	42.9	0	13.3	0

※県職員、他団体の職員、割愛職員を除く。

【7-2】 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇合計取得期間の分布状況（全部局）

（単位：％）

取得期間	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
5日未満	100	85.7	100	100	100
5日以上	0	14.3	0	0	0

※県職員、他団体の職員、割愛職員を除く。

【8】 セクシャル・ハラスメント等対策の整備状況

- ・令和2年度に職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱、西海市ハラスメント防止指針を整備し、職員へ周知・啓発を行っている。
- ・今後は、定期的に周知・啓発を行うとともに、職員及び相談担当者向けの研修を実施し、ハラスメントについての共通認識の醸成を図る。

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

《女性職員の活躍を推進する目標》

【1】 管理的地位への女性職員の登用

令和7年度までに、管理的地位にある職位に占める女性割合を、令和元年度の実績 15.2%より 4.8%以上引き上げ、20.0%以上にする。

【2】 男性職員の育児休業取得の促進

令和7年度までに、各年度において、育児休業を取得する男性職員を1名以上にする。

【3】 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得の促進

令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を70%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【1】管理的地位への女性職員の登用

- ① 女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。
- ② 女性職員のみを対象とする研修や外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）への派遣を行う。

【2】男性職員の育児休業取得の促進

- ① 組織として男性職員の育児参画がしやすい職場づくりのため、制度の周知を行う。
- ② 出産を控えている全ての男女に対し、育児休業の活用促進に関する制度の周知及び助言を行う。

【3】男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得の促進

- ① 出産を控えている全ての男女に対し、各種両立支援制度（配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進に関する制度の周知及び助言を行う。

【4】独自の取組

- ① 女性の活躍に向けた教育・学習を充実させ職場内の意識改革に努める。
- ② 女性が活躍できる職域を拡大する。
- ③ 育児休業等からの円滑な復帰を支援する。
- ④ 職業生活と家庭生活の両立を図るため、各種休暇制度等を取得しやすい職場づくりに努める。